別記様式第30（第30条関係）

区域計画の案申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

国家戦略特別区域会議の構成員の氏名

国家戦略特別区域法第28条の４第２項の規定に基づき、下記の通り区域計画の案を提出します。

記

１．区域計画の案（別紙１）
２．新たな規制の特例措置の適用を受ける先端的区域データ活用事業活動を実施する区域の住民その他の利害関係者の意向を踏まえたことの報告書（別紙２）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙１

区域計画の案

１　国家戦略特別区域の名称

２
（１）実施する国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の名称

（２）実施する新たな規制の特例措置の適用を受ける先端的区域データ活用事業活動の名称

３　国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業及び先端的区域データ活用事業活動の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

４　その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

注　２（１）に掲げる事項については、「１　国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の内容及び実施すると見込まれる主体に関する事項」及び「２　その他国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業に関する事項」を、２（２）に掲げる事項については、新たな規制の特例措置の適用を受ける先端的区域データ活用事業活動ごとに、「１　先端的区域データ活用事業活動の内容及び実施すると見込まれる主体に関する事項」、「２ 先端的区域データ活用事業活動に適用される新たな規制の特例措置の内容」及び「３　その他先端的区域データ活用事業活動に関する事項」を記載すること。